

○小池元吉 大臣、正に今審議されてゐるパート法案について厚生労働省の国会答弁とも百八十度異なるような見解が出されているわけですよ。しかも、それだけではない。同一労働同一賃金にも反対。最低賃金を引き上げることにも反対。しかも、中身を見ますと、例えばこんなことも書いてあるんです。行政厅、労使法、労働経済研究者などには、このような意味でのごく初歩の公共政策に関する原理すら理解しない議論を開陳する場合が多い。当会議としては、理論的根拠のあるまゝな議論で労働政策が決せられることに対しても、重大な危惧を表明せざるを得ないと考えておる。ここまではある意味なめられたよな文書を出しているわけですよ。

大臣、やっぱりこれは、私、むしろ私なんかは、これはもう財界の利益のみを根拠にしたあいまいな議論で、労働政策にこういう規制改革会議が介入してくることは重大な懸念を私は持つわけですが、これだけの中身を出されておいで黙つているわけにはいかないんじやないんですか。私は、今正にパート法の審議もやつておるんですけど、が介入してくることは重大な懸念を私は持つわけですが、これだけの中身を出されておいて黙つているわけにはいかないんじやないんですか。私はこの革命会議から出てくる中で、これは法案審議なんができるませんよ。これを撤回しなければ、私はこの法案審議はできませんと思うのですが、撤回を求めるべきじゃないですか。

○國務大臣(鶴見伯太夫君) 委員の御指摘は承つてお  
たしましても理解するところであります。先ほどお  
申し上げておりますように、この法案を出し、  
また担当の省のみならず、内閣にねぎらひで、  
そういう賃金問題につづいて将来、中長期的  
にこれが引き上げる方向でその条件をいかにして確  
保されるなどが、とにかくして議論をいたして下  
る。そういう状況の下で、政府のこの一部門の未  
来の組織などをえども、もうじてその方向性にお  
いて全く違うようなことを意見表明すると云ふこと  
は、これはもう随分異例のことであると思う。  
適切さを全く欠いていると私は考えております。  
小池委員の方からは、この撤回を求めるべ  
く、こうどうとうにおりしゃざますけれども、こ  
れは規制改革会議の下のグループの更にその下  
のまたタスクフォースなどいうことでござりますの  
で、ちょっとお話し申立てとしてはそれほど大きく相手  
にすべからぬものあるまいと、このよう辯べてお  
られます。

○小池晃君 この調査、三年前でも行われてございましたけれども、すが、最賃を要素とするところの数字が一四%位に上がってきております。六四%位といふ同じ地域の同業同一職種の賃金相場というのも、結局その地域の最賃といふ場合が多いと思うんですよ。

私はいろいろと実態お聞きをしたけれども、例えば大阪の労働者、大阪労連の方に聞いたんだが、すけれども、パート労働者の方が団交でその拘束時間外を求めるに何と言われるか、そんな賃金のところはどこにあるねんと、周り見て自分のところだけ良くはできないじゃないかと、時間給は隣のスーパーと比べて遜色ないはずだと、その証拠にあなたたち安いと言うけど辞めないと返ってくるふういう返事が、これは使用者側から返ってくると言つんですね。これが実態だよ。

結局、大阪の例でいようと、最賃額の七百十一円を基礎にして、最低ラインに学生アルバイト、その少し上にパートが置かれてパート相場はできていると、そこに張り付いているという実態があるんだと。しかし、八割は有期雇用ですから、これが安い賃金でも我慢するしかないという実態があるんだと。こうした中でまともな生活ができる賃金確保するために、解決方法としては、やはり同一価値労働同一賃金ということをルールの原則にしつかり掲げるども、全国一律最低賃金制を確立する。最低賃金、まともに暮らせる水準、私たちはまずは時給千円以上とこうこと提起してますが、これが本当に必要なんだかと思つてください。

その点で、今この国会に提出されています最賃法案ですが、生活保護に係る施策との整合性に配慮すると、そういう規定でしかない、確實に最賃法が引き上がる根拠は示されておりません。原案を読むと、これ、どの程度の金額が上がるかと考へてあるのか。もう生活保護との關係とどうことで、いくつも、全国のアンバランスという点では、かえって大きくなる危険性あるんじゃないとか問題かありますが、その点はいかがですか。

備註 うてるきはね 木引工的 木工工的 木工工事 木工業 木工業者 木工業者

差が最も大きいのは、この「成長性」である。これは、新規事業開拓による収益の拡大が、既存事業の収益を上回る場合に限られる。つまり、成長性は、新規事業開拓による収益の拡大が、既存事業の収益を上回る場合に限られる。

（中略）

会議は、金利の上昇による不景気の悪化を防ぐために、金利を下げる方針を採った。しかし、この結果は、結果的に景気の回復をもたらす一方で、通貨の貿易競争力を損なう可能性がある。そこで、通貨政策の調整が求められる。

の改  
善の基  
本、そ  
の上  
の一  
り一  
した  
つき  
資金  
経て  
立し  
にお  
いた道  
りま  
す。

19

次に、最低賃金法の改正について伺います。地域別最低賃金は毎年一円から五円程度しか引き上げられておらず、我が国の最低賃金水準は他の先進諸国に比べても低い水準に抑えられています。地域によっては、最低賃金が生活保護水準を下回っており、生計が立てられない貧困層の拡大を招いています。

新聞各紙はワーキングプアなどと上品な片仮名を使っておりますが、これは日本語に訳せば、働いても食ひとらないことになります。まじめに働きながらしていける、結婚できない、将来の展望が持てずその日暮らしを続けるしかない社会は、貧乏な国だと言えます。すなわち、政府案が行き着くところは、美しい国ではなく、貧乏の国・日本を目指してると誓わざるを得ません。

大臣、ネットカフェに行つたことはないですか？私は昨日、ネットカフェのその実態、若者の実態を現場で見なければならぬと思ふ、実際に見てまいりました。そこには、日雇い派遣という形で、一日六千円から八千円の給料で生計を立ててゐるもの、アパートを賃貸する初期費用六ヶ月分をためることができず、ネットカフェ、あるいは最近ではハンバーガーショップなどで一夜を過ごす若者がふえていると言われ、ネットカフェ難民という言葉まで生まれています。このような若者がどのくらいいるのか、その実態と、また、そのような若者を生んでいた社会について大臣はどう思われますでしょうか。御感想をお伺いいたします。

さて、法案についてお伺いする前に、政府の御見解を明確にしておかなければなりません。

昨今、規制改革会議から、不用意に最低賃金を引き上げると、その賃金に見合った生産性を發揮できない労働者の失業をもたらすという、最低賃金の引き上げに慎重な意見が発表されたそうあります。今、こうして最低賃金法の改正案がまさに

次に、最低賃金法の改正について伺います。地域別最低賃金は毎年一円から五円程度しか引き上げられておらず、我が国の最低賃金水準は他の先進諸国に比べても低い水準に抑えられています。地域によっては、最低賃金が生活保護水準を下回っており、生計が立てられない貧困層の拡大を招いています。

国会審議に入らうとしたときだ、政府の規制改革会議から意見書が発表されたとするならば、「これは見過さずことはできません。さらに、成長力底にでも食ひとらないことになります。まじめに働きながらしていける、結婚できない、将来の展望が持てずその日暮らしを続けるしかない社会は、貧乏な国だ」と言えます。すなわち、政府案が行き着くところは、美しい国ではなく、貧乏の国・日本を目指してると誓わざるを得ません。

一体、政府は最低賃金を引き上げるんでしょうか、答えてください。規制改革会議のベーベーを使つておられます。規制改革会議のベーベーを読めば、政府は、貧乏人はもつと貧乏になれと言つて、格差は正など単なるボーズだったとしか見えません。最低賃金政策の決定権がだれにあるかも含めて、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

民主党の考えでは、最低賃金の原則を労働者及びその家族の生計費を基本とするとしておりますが、政府案において、最低賃金の原則として労働者及びその家族の生計費を基本とするなど、これを取り入れるお考えがあるかどうか、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

この問題に対する対策につきましては、把握

されただけでなく、具体的に検討する予定であります。これらの者には、まず、住居を確保す

るための相談、支援を行つとともに、より安定的

な就業機会を確保するための支援を行つべく

見出し、早急に実態調査を行つてまいりの所存であります。

これらの者に対する対策につきましては、把握

されただけでなく、具体的に検討する予定であります。これらの者には、まず、住居を確保す

るための相談、支援を行つとともに、より安定的

な就業機会を確保するための支援を行つべく

見出し、早急に実態調査を行つてまいりの所存であります。

この問題に対する対策につきましては、把握

されただけでなく、具体的に検討する予定であります。これらの者には、まず、住居を確保す

るための相談、支援を行つとともに、より安定的

な就業機会を確保するための支援を行つべく

見出し、早急に実態調査を行つてまいりの所存であります。

現在決定されている地域別最低賃金は、年齢階層にかかわらず一律に決定され、単身労働者も扶養家族を有する労働者もいずれも対象としておながりました。

この問題に的確に対応するためには、まずその実態を把握することが重要であります。これらは、その外見から一般の利用者と区別がつかないことなどから把握が困難な面があるため、関係者と調整を図りながら的確な把握方法を

ます。

一体、政府は最低賃金を引き上げるんでしょうか、どつちなんですか

か、引き下げるんでしょうか、どつちなんですか

か、答えてください。規制改革会議のベーベーを

読みます。

会議から意見書が発表されたとするならば、「これは見過さずことはできません。さらに、成長力底にでも食ひとらないことになります。まじめに働きながらしていける、結婚できない、将来の展望が持てずその日暮らしを続けるしかない社会は、貧乏な国だ」と言えます。

この問題に対する対策につきましては、まずその

実態を把握することとしたとしてあります。

引き上げ方針を協議することになったそうであ

ります。

引き上げ方針を協議することになったそうであ

○江田康幸議員

がや、最低賃金法改正法案について御質問します。

最低賃金制度は、すべての労働者の賃金を下支えするセーフティーネットとして極めて重要な役割を果たしてゐるところであり、就業形態が多様化する中で、その重要性はさらに増していくものと考えます。

ところで、現在、地域別最低賃金は都道府県ごとに決定されておりますが、地域によっては、最低賃金でフルタイム働くても、生活保護水準以下の収入しか得られない場合もあると伺います。このことは、最低限度の生活を保障するという観点やモラルハザードの観点から大きな問題であり、就労に対するインセンティブが効かないものと考えます。

こうした問題に關し、労働者の賃金の底上げを図るべき、最低賃金制度がより一層セーフティーネットとして十分に機能する必要があると考えておりますが、今回の改正法案においてはどのように対応しようとしているのか、厚生労働大臣の見解をお伺ひいたします。

次に、あるべき最低賃金の姿についてお尋ねいたします。

現在、地域別最低賃金の水準は、全国加重平均で六百七十三円と聞いております。これについて、全国最低賃金を導入すべきとの意見や、全国平均で一千円を目指すところの意見があり、これを実現させるため、民主党案では、最低賃金の決定基準から賃金支払い能力を取り払つております。

このような主張は耳さわりがよく、またわかりやすくなるのですが、最低賃金は国が罰則をもつてすべての労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであることにかんがみれば、企業の賃金支払い能力を無視して、最低賃金を例えば千円といった水準に大幅に引き上げるとなりますと、中小企業の事業経営を圧迫し、反発を招くのは明白であります。

また、我が国の実情を見ると、賃金や物価水準等について地域格差が大きく存在し、地域の経済状況にも差が見られるところであります。

全国最低賃金を導入すべきという主張や、地域別最低賃金を例えば千円といった水準に大幅に引き上げるべきとなった主張について、厚生労働大臣の見解をお伺ひいたします。

○國務大臣(櫻井伯夫君)

最初に、最低賃金の機能強化に関するお尋ねがございました。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものと認識しております。就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、今後ともセーフティーネットとして一層適切に機能することができるべく、いろいろと考えております。

そのため、最低賃金法改正案にお先ほじで、地域別最低賃金について、一つ、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定するなど、二つ、不払いに係る罰金額の上限を五十万円に引き上げることとしたしております。

次に、最低賃金の決定に当たつての考え方に関するお尋ねがございました。

最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであります。地域によって物価水準等に差があり、生計費も異なることから、その最低限度の水準についても、地域によって差があると考えております。このため、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではなく、各地域の実情に応じて決定されるべきであると考えます。

また、地域別最低賃金を例えば千円へ引き上げるなど、急に大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえつて雇用が失われる面もあり、非現実的と考えております。

○笠井亮君

最後で、最低賃金の問題です。

現行の最低賃金は、全国十一都道府県で、生活保護水準さえ下回っているのが現状です。こんなことが放置されていはなりません。最低賃金の決定権は國にあります。こんなに低レベルにとどめてきた責任は極めて重大です。一体、今回の法改正で、最低賃金が幾ら引き上げられるのですか。

今必要なことは、全労連や連合を始め多くの労働者、国民が求めるように、全国どこでも時給一千円以上に引き上げることではありませんか。

明確な答弁を求めて、質問を終わります。  
○国務大臣（鶴澤佑夫君）  
今回の法改正による最低賃金の引き上げ幅についてのお尋ねがございました。  
今回の最低賃金法改正法案におきましては、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定することとしております。

最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。今回の改正法案が成立した既に、審議会において法改正の趣旨に沿った審議が行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ幅等の指針を講ずるとしておあります。

最低賃金の水準につけたのお尋ねがあります。  
地域別最低賃金を全国どこでも千円以上に引き上げるなど、急に大幅に引き上げることにつきましては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえつて雇用が失われる面があり、非現実的と考えております。

平成19年5月24日 衆・本会議 重野安正議員(社民)

今回、最低賃金法の一部を改正する法律案に生活保護との整合性が盛り込まれていますが、そもそも、「」のような考え方を導入すること自体、問題です。新たな指標が加わることで、生活保護制度の縮小が続く中、最低賃金などの程度引き上げられるのか定かではありません。

日本の最低賃金は、歐米諸国と比べ低過ぎます。ナショナルミニマムの最低賃金を法で定めることで地域別最賃を上乗せする方式に変更するにとどめて、最低賃金の底上げを図る方策を検討すべきであると考えますが、大臣の答弁を求めます。

最後に、機能不全に陥っている雇用のセーフティーネットを一刻も早く張り直すことを強く求め、私の質問を終わります。

最低賃金の決定方式についてのお尋ねがあります。した。

最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであります。地域によって物価水準等に差があり、生計費も異なりますので、その最低限度の水準についても地域によって差があると考えております。このため、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではなく、各地域の実情に応じて決定されるべきであると考えます。

また、全国最低賃金を決定した上で、地域によつてそれを上回る地域別最低賃金を決定する方式につきましては、地域の事情に応じて地域別に最低賃金を定めている現行の制度と結果としては実質的に変わらないのではないかと考えられ、御指摘のような制度とする必要性はないものと考えます。

○糸川正晃君

最低賃金法の一部を改正する法律案について質問いたします。

今回の改正案は、地域別最低賃金の決定に当たって、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとしております。そして、これにより最低賃金は引き上がる方向であると、総理、柳澤厚生労働大臣は幾度となく発言しております。

厚生労働省の試算によりますと、東京や大阪などの全国十一都道府県で、地域別最低賃金が生活保護の水準を下回っております。

最低賃金の大額引き上げは中小企業への影響も大きいと考えられます、どのようにして最低賃金を大幅に引き上げるつもりなのか、厚生労働大臣の明確な答弁を求めます。

○国務大臣（柳澤佑夫君）

最低賃金の引き上げについてのお尋ねがございました。

最低賃金の具体的な水準につきましては、地方審議会における審議を経て決定されるものであります。今回の最低賃金法改正法案が成立した暁には、審議会において法改正の趣旨にそつた審議が行われ、その結果に基づき、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることとするとしております。

成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引き上げに関して産業政策と雇用政策の一体運用を図ることとしたしておりますが、中長期的には、こうした取り組みの成果としての生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げが実現されるものと期待をいたしております。

○辻泰弘議員

それから次に、アメリカの最低賃金についての議論がございました。最低賃金については法的なには議論ができないまま終わるのかもしれませんけれども、私どもとしては、やはり全国最低賃金について、生計費も、労働者本人だけじゃなくて家族の生計費も入れた数字とすべきだと、このようなことを申し上げているわけじゃないます。そこで大いなる関心を持つておられるわけですが、アメリカも二年間で六百三十円近くから八百八円まで引き上げるとふうふうなことが出ていたわけですが、まずアメリカの最賃制度についての基本的な仕組み、その今度の引上げの内容、それから引上げをするときには減税なども加味したというふうに聞いておるんですが、その辺について簡単に御報告いただければと思ひます。

○政府参考人(宮島俊彦) お答えいたします。

今般、五月二十五日に大統領の署名した法律は、現行一時間当たり五・一五ドル、日本円で百二十円で換算しますと六百十八円の連邦最低賃金を、署名の日から六十日後には五・八五ドル、七百一円、一年後には六・五五ドル、七百八十六円、さらば一年後に七・一五ドル、八百七十円へ引き上げるという内容でございます。

○辻泰弘議員 まあ国情が違うんであれでなければ税も実施し、企業負担の軽減も図るというふうに聞かれておるところでございます。  
なお、引上げに伴なあして中小企業に対する減税も実施し、企業負担の軽減も図るというふうにこんなイメージでしょうか。

○政府参考人(宮島俊彦) アメリカの最低賃金制度でいざるまゝが、これには連邦制度と州の制度の二つがござります。

連邦最低賃金の適用範囲、これは州を超えて営業する企業、それから連邦、州などの公務員、それから年商五十万ドル以上の事業所などが連邦最低賃金の適用となります。州においてはその連邦で適用されないものについても最低賃金を決めておりまして、適用範囲、金額とも州において独自に決めているというようなことございますが、連邦賃金と州賃金が差異が生じる場合は労働者にとって有利な方を優先すると、そういうような制度になつておるというふうなことがあります。

○辻泰弘議員 また、最低賃金の議論は今後させていただきたいと思ひますけれども、私どもとしては最低賃金を、このアメリカでも一西三十五円ぐらいいらがりますが、上げてみるとどういふこと、二百五十年ですか、上げてくるとどういふこと、それが、まあ二年間でござりますけど、あるわけで、そういうことと、そしてまた中小企業減税も加味しながらどうことのようですか、そういったことも模範としながら取り組んでいただきたいと思っております。  
またあわせて、最低の引上げと同時に残業代の割増し率の引上げというものをつとしつかりと取り組んでいく、そういうことのトータルとしての労働分配率の引上げに政策的にも対応していくがなければならないなど、このようだと思っておるところであります。

○新井委員

初めに、最低賃金法について、生活保護との整合性についてお伺いいたします。

賃金の水準が生活保護を下回る都道府県があると聞きましたが、最低賃金の水準が生活保護の水準より低いと、額に応じて働くよりも生活保護を受けた方がよいことになつて、就労意欲がそがれるのではないかと思つております。

そこで、最低賃金が生活保護を下回るという指摘につきまして、今回どのように改正法案で対応してあるのか、副大臣にお伺いしたいと思います。

○武見副大臣 本来、「」の最低賃金制度というのば、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障して労働条件の改善を図ることを目的としているわけです。ただ一方、近年、労働者の最低限度の生活を保障する観点、それからモラルハザードの観点、こういったところから、生活保護との整合性の問題が指摘されるようになりました。

このため、最低賃金法改正法案におきましては、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するよう、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定するということを明確にしておるわけであります。この最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会、ここで審議を経て決定されるものでございますけれども、今回のこの法案が成立した後、審議会におきまして法改正の趣旨に沿つた審議が行われ、その結果に沿つて、現下の雇用経済状況をしっかりと踏まえた上で、最低賃金のそれぞれの地域における適切な引き上げ、「ひつ」と等の措置を講ずることとしております。

○新井委員 私も、ぜひともそれをしっかりといただきたいと思いますけれども、この最低賃金制度について、民主党は、通常の事業の賃金支払い能力、これを考慮せずに最低賃金を決定するという改正法案を提出して、時給最低千円を目標と主張をされるようありますけれども、最低賃金はやはり地域の経済力に見合つたものとすべきであると私も思つておりますし、」のよくな

主張は実効性があると言えるのでしようか。

そして、また政府にお伺いしたいと思ひますが、れども、最低賃金の決定に当たつては賃金支払い能力を考慮すべきものと考えますが、この点だけはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○青木(農)政府参考人 地域別最低賃金の具体的な水準につきましては、これは三つの決定基準、一つは労働者の生計費、賃金、それから通常の事業の賃金支払い能力、この三つの決定基準に基づきまして、地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるということになつております。

お話をありましたように、「」のうちの通常の事業の賃金支払い能力というのは、これは個々の企業の支払い能力ということではなくて、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる賃金支払い能力をどうとうふうに考えております。

○新井委員 最低賃金は、国民経済あるいは当該地域の経済力の水準とか離れた水準で決定され得るというのでもない、御指摘のとおりだと思います。最低賃金の決定に当たりましては、御指摘のとおり、通常の事業の賃金支払い能力についてもやはり考慮されるべきものとこうふうに考えております。

私も、この民主党の、これは最低千円以上を目標と書いておりますけれども、かなりの地域差があると思っております。そしてまた、私の地元などでも、春細企業にとりましてはやはり負担となりますので、確かに労働基準法というのは労働者のための法律だと思っておりますけれども、経営者の立場もある程度考えてあげないといけないと思いますので、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

○古圖(卷)委員

日本全体の雇用環境でいわゆるまでは、四月の完全失業率三一・八%というふうにあります。一方で、一時期と比べますと、労働環境、雇用環境、非常に明るい兆しが見えていると言えることができると思します。バブル経済崩壊の不況下におきましては、どうしても正規雇用が抑制をされまして、非正規雇用者が増大をいたしました。雇用の不安定化を背景といいたしまして、長時間働くも生活保護水準以下の収入しかない、いわゆるワーキングプアと呼ばれる人々の存在、非常に大きな課題であると考えております。

全国平均六百七十三円、一日八時間働くたどしても月給は十一万八千四百四十八円にしかならない。さらに、毎年の改定額は二円から五円といふ低水準であります。この批判的となつてゐる、憲法第一十五条に基づき最低限度の生活を保障するためには設けられてゐる生活保護費よりも低額となつてゐるわけであります。これでは、最低賃金制度に求められてくる、すべての労働者を不当に低い賃金から守るというセーフティーネットの機能が果たせないのでないか、といふことが問題となつてまいります。

そこで、今回の改正を機に、各都道府県の地域

抗議したことと思いますが、民主党提出の最低賃金法の一部を改正する法律案の中で、全国一律の最低賃金を設けると規定しています。その上で、今國平均で時給千円を目指すと主張しているわけですがあります。もちろん、最低賃金を引き上げる、非常に重要なことではあるのですが、問題はその由身、また、実現性があるのかどうか、これが筆者による裏見な観点になると思つております。

私自身も、景気回復、雇用環境も明るくなつてきました。回復の光を見せてきたとは云え、やはり地方、中小企業まで十分行き渡っているとは言えない現状で、いきなり平均千円という数字、これ非常に実現性がないのではないかと考える次第であります。

この最低賃金について、公明党は、生活保護と

全国平均六百七十三円、一日八時間働いたとしても月給は十一万八千四百四十八円にしかならない。わざと、毎年の改定額は二円から五円となる低水準であります。この批判的となつてゐる憲法第115条に基づき最低限度の生活を保障するためには設けられてゐる生活保護費よりも低額となつてゐるわけであります。これでは、最低賃金制度に求められてくるすべての労働者を不正に低い賃金から守るところセーフティネットの機能が果たせないのでないかなどいうことが問題となつてまいります。

そこで、今回の改正を機に、各都道府県の地域別最低賃金を適正水準に引き上げる必要があると考えております。生活保護世帯以上の水準を見直し、生活保護費と最低賃金の逆転現象を解消すべき、このように考えますが、いかがでしょうか。

○鶴澤国務大臣 最低賃金制度は、賃金が低い、そういう立場に置かれた労働者につきましては賃金の最低限を保障することによりて、労働条件の確保、改善を図ることを目的としたとしておられます。

今委員の御指摘にありましたように、最低賃金が低いのではないか、という御指摘でございまして、したけれども、労働者の最低限度の生活を保障するところの観点、それからもう一つは、生活保護との整合性という意味で特にモラルハザードが起つてしまつ、遊んでいた方が高い手当が手に入るとなるようなことがあります。それでならば、やはり、最低賃金を適正化して、その確保を図つて、もうふうとどうぞ

・最低賃金の具体的な水準と云ふことは、もう委員も御案内のように、地方最低賃金審議会において審議を経て決定されるものであります。今回この法案が成立した際におきましては、審議会において、今回行つた改正の趣旨に沿つた審議が行われ、その結果に沿つて、現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることといたしております。

○吉木(野)政府参考人 最低賃金は各國でそれぞれ定められておりますけれども、その基礎となつておられますところがかなり異なつてゐるところをうだ思ひであります。

我が國の最低賃金は、若年者などを含めまして、労働者の年齢にかかわらず、一律に適用されるところとあります。また、労働者を一人でいるものでございます。しかし、諸外國ではそうでも雇用していなければすべての企業に適用されるところのものでございます。したがつて、英、仏、米などのように年齢によって減額してくる國もありながら、また、適用対象企業に制限がある、一定の規模以上の企業の労働者どころか、たゞしてくるところのものもあるのです。そういう國もありますが、各国によつて最低賃金制度そのものに違ひがあるところをうふうに考えております。

それからまた、最低賃金につきましては、多くの国におきまして、労使も参画した審議会において、賃金差額等を踏まえた審議を経て、その國々の妥当な水準として決定されてくるものであるところをうふうに留意する必要があるところをうふうに思つております。

ふつねにしまして、地域別最低賃金につきましては、その水準を、生活保護との整合性も考慮して決定するところといたところで今回の法案をお願いしておりますし、最低賃金制度が安全網として一層適切に機能することになるところをうふうに考えております。

「御殿」の歴史とその文化 | 第二回

日本全体の雇用環境でござるが、四月の完  
全失業率三・八%という事でござるまじで、一  
時期と比べますと、労働環境、雇用環境、非常に  
明るい兆しが見えてゐると言つておきましても、思  
はります。ブルル経済崩壊の不況下におきまして、非  
正規雇用者が増大いたしました。雇用の不安定  
化を背景といいたしまして、長時間働くても生活保  
護水準以下の収入しかない、いわゆるワーキング  
ブレーカー呼ばれる人々の存在、非常に大きな課題で  
あると考えております。  
それに対しまして、このたびの最低賃金法改正  
案、格差は正またセーフティーネットを張つてい  
く、これに資する法案である、このように考えて  
おります。  
このたびの法改正、三十九年ぶりとなる抜本的  
な改正であるところであります。最低賃金制  
度が働く人々の安全網、支えとして十分に機能  
し、所得格差の是正に資することができることを  
期待をしておきたいと思います。  
この中で、地域別最低賃金をセーフティーネッ  
トとして義務化する、そして地域別最低賃金の原  
則として、生活保護との整合性に配慮する、そし  
て地域別最低賃金の不払いを行つた企業に対する  
罰金、これは二万円以下から五十万円以下に重く  
する等のものでございます。中でも、生活保護  
に係る施策との整合性に配慮する、この地域別最  
低賃金の額が本当に引き上げられるのかどうか、  
これが最大の焦点であると考えます。  
例えば都道府県ごとに設定されている地域別最  
低賃金、産業や職種とかわりなくすべての労働者  
者とその使用者に適用されるために、労働者の安  
全網としての機能を持つてますが、その不均衡  
がござります。

全国平均六百七十三円、一日八時間働いたとしても月給は十一万八千四百四十八円にしかならない。わざとて、毎年の改定額は二円から五円といふ低い水準であります。この批判的となつてゐる、憲法第11十五条に基づき最低限度の生活を保障するためには設けられてゐる生活保護費よりも低額となつてゐるわけであります。これでは、最低賃金制度に求められてゐるすべての労働者を不当に低い賃金から守ると云ふセーフティーネットの機能が果たせないのでないかとうことが問題となつてしまひります。

そこで、今回の改正を機に、各都道府県の地域別最低賃金を適正水準に引き上げる必要があると考えておられます。生活保護世帯以上の水準に見直し、生活保護費と最低賃金の逆転現象を解消すべき、このように考へますか、いかがでしようか。

○柳澤国務大臣 最低賃金制度は、賃金が低い、そういう立場に置かれた労働者につきまして賃金の最低額を保障することによって、労働条件の確保、改善を図ることを目的としたしておられます。

今委員の御指摘にありましたように、最低賃金が低いのではないか、こういう御指摘をされますが、したけれども、労働者の最低限度の生活を保障するという観点、それからもう一つは、生活保護との整合性という意味で特にモラルハザードが起つてしまつて、遊んでいた方が高い手当が手に入ることによるようなことがあつてはならないわけでありまして、私ども、今度、生活保護との整合性というものをはつきり法律で書かせていただきたいということだけがございます。それともう一つは、今委員が御指摘のように、地方最低賃金というものを必ず定めなきゃいけないと云つて、義務化をして、その確保を図つてはいる、ということだけをいたしておきます。

最低賃金の具体的な水準と云つては、もう委員も御案内のように、地方最低賃金審議会において審議を経て決定されるものであります。今回この法案が成立した時におきましては、審議会において、今回行った法改正の趣旨に沿つた審議が行なわれ、その結果に沿つて、現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることとしたとしておきます。

○吉木(野)政府参考人 最低賃金は各國でそれぞれ定められておりますけれども、その基礎となつておられますところがかなり異なつてゐるところをうだ思ひであります。

我が國の最低賃金は、若年者などを含めまして、労働者の年齢にかかわらず、一律に適用されるところとあります。また、労働者を一人でいるものでございます。しかし、諸外國ではそうでも雇用していなければすべての企業に適用されるところのものでございます。したがつて、英、仏、米などのように年齢によって減額してくる國もありながら、また、適用対象企業に制限がある、一定の規模以上の企業の労働者どころではないことにしてくるところのものもあります。そういう國もありますが、各国によつて最低賃金制度そのものに違ひがあるといふところをうだ思つております。

また、我が國におきましては、企業規模間の賃金格差が大きいなどと云ふ指摘もあるなど、黄金標準に基づいて、諸外國と異なつた事情があつてゐります。したがつて、單純に最低賃金の水準そのものを外國と比較することは難しい面があるとうだ思つております。

それからまた、最低賃金につきましては、多くの国におきまして、労使も参画した審議会において、賃金調整等を踏まえた協議を経て、その國々の妥当な水準として決定されてゐるものであるところのことを留意する必要があるところをうだ思つております。

ふつねにしまして、地域別最低賃金につきましては、その水準を、生活保護との整合性も考慮して決定するところといたゞで今回の法案をお願いしておりますし、最低賃金制度が安全網として一層適切に機能することになるというふうに考えております。